

目 次

第1章	事業所の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章	対象事業の目的及び内容	2
2.1	対象事業の目的	2
2.1.1	対象事項の目的	2
2.1.2	環境影響評価準備書と環境影響評価方法書との対象事業実施区域の比較	2
2.2	対象事業の内容	4
2.2.1	特定対象事業の名称	4
2.2.2	特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	4
2.2.3	特定対象事業により設置される発電所の出力	4
2.2.4	対象事業実施区域	4
2.2.5	環境影響を受ける範囲と認められる地域	4
2.2.6	特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地利用に関する事項	9
2.2.7	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	10
2.2.8	切土、盛土その他の土地の造成に関する事項	33
2.2.9	土石の捨場又は採取場に関する事項	35
2.2.10	供用後の定常状態における操業規模に関する事項	35
2.2.11	その他事項	44
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	51
3.1	自然的状況	51
3.1.1	大気環境の状況	51
3.1.2	水環境の状況	69
3.1.3	土壌及び地盤の状況	79
3.1.4	地形及び地質の状況	81
3.1.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	87
3.1.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	138
3.1.7	一般環境中の放射性物質の状況	146
3.2	社会的状況	148
3.2.1	人口及び産業の状況	148
3.2.2	土地利用の状況	154
3.2.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	161
3.2.4	交通の状況	165
3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	167
3.2.6	下水道等の整備状況	169
3.2.7	廃棄物の状況	170
3.2.8	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規則の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	173

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ	224
第 4 章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果.....	225
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果.....	225
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	225
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由.....	227
4.2 調査、予測及び評価の手法	228
4.3 調査、予測及び評価の結果	232
4.3.1 騒音及び超低周波音.....	232
4.3.2 風車の影	240
4.3.3 動物	242
4.3.4 植物	263
4.3.5 生態系	277
4.3.6 景観	284
4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場.....	296
第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣意見及び事業者の見解	300
5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見	300
5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	303
第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解.....	305
6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	305
6.1.1 方法書の公告及び縦覧.....	305
6.1.2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解.....	307
6.2 方法書についての県知事意見及び事業者の見解	322
6.2.1 方法書についての福島県知事意見及び事業者の見解.....	322
第 7 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告.....	332
第 8 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	336
8.1 環境影響評価の項目の選定	336
8.1.1 環境影響評価の項目.....	336
8.1.2 環境影響評価項目の選定、非選定の理由.....	341
8.2 調査、予測及び評価の手法の選定	346
8.2.1 調査、予測及び評価の手法	346
8.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由	346
8.2.3 調査、専門家等からの意見の概要	346
第 9 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	436
第 10 章 環境影響評価の結果.....	437
10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	437
10.1.1 大気環境	437
10.1.2 水環境	602

10.1.3 その他の環境.....	617
10.1.4 動物.....	647
10.1.5 植物	928
10.1.6 生態系	990
10.1.7 景観	1088
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	1135
10.1.9 廃棄物等	1144
10.2 環境の保全のための措置	1146
10.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方	1146
10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果	1147
10.2.3 環境保全措置の検討結果の整理.....	1155
10.3 事後報告	1175
10.3.1 事後調査	1175
10.3.2 検討結果の整理	1178
10.4 環境影響の総合的な評価	1182
第 11 章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1213
第 12 章 その他環境省令で定める事項.....	1214
12.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解.....	1214
12.1.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解.....	1214
12.1.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	1227
12.2 発電設備の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	1239
12.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果	1239
12.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯.....	1266

環境影響評価書準備書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 14 条第 1 項及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 10 の規定により作成した書類である。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地図 25,000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。